

第28次地方制度調査会第35回専門小委員会

地方六団体 レジюме

全国知事会	1
全国市長会	2
全国都道府県議会議長会	3
全国市議会議長会	4
全国町村議会議長会	5

平成17年12月20日

地方制度調査会における道州制の審議について 意見表明（レジュメ）

岡山県知事 石井 正弘

はじめに

- 今後、我が国を活力あふれる豊かな社会として、その輝きを取り戻すためには、「中央集権型システム」を根本から見直し、地方が自立した「真の分権型社会」を新たに構築していくことが不可欠。
- 地方制度調査会で審議している「道州制」の問題については、「真の分権型社会」を新たに創造していく観点に立って、中央省庁の解体再編も含め、国と地方の役割を抜本から見直す論議をすべき。

道州制導入の検討を進めるに当たっての留意点

- 今後の道州制論議に当たっては、以下の点について特に留意すべき。
 - ① 国・地方の一体的な制度設計が必要であること
 - ⇒ 道州制は我が国の「統治のあり方」を改革するもの。道州のあり方はもとより中央政府のあり方も含めた一体的な制度設計の検討が必要。
 - ② 道州制導入の必要性等の提示が必要であること
 - ⇒ 今後は道州制の導入が国民にもたらすメリットや課題等についても十分議論を深め、できる限り分かりやすく国民に提示していくことが必要。
 - ③ 枠組みを先行させた議論を行わないこと
 - ⇒ 区域を絞り込むなど、枠組みを先行させた議論は行うべきではなく、十分な検討が必要。また、国が一方的に区割を決めるようなことは絶対にあってはならない。

道州制の制度設計における留意点

- 今後、道州制の制度設計に当たっては、以下の点について特に留意すべき。
 - ① 新たな道州は「地方公共団体」として明確に位置づけられることが必要であること
 - ⇒ 道州制の究極の目的からしても、新たな道州は「国の下部組織」、「国・地方公共団体の中間団体」等として位置づけられることがあってはならず、あくまでも「地方公共団体」でなければならない。
 - ② 国と地方の役割分担を明確化するとともに、「道州の自治立法の範囲拡大」や「国の過剰関与の排除」が必要であること
 - ⇒ 今後、国の役割は国家の存立に関わることや制度の大枠を定めることに重点化・限定化し、それ以外の内政は、企画立案から管理執行まですべて地方が担うことが原則であるべき。特に、法令面では、政省令ではなく自治立法によることを基本原則とすることや、国の制度策定過程への道州の意見反映の仕組みの議論も必要。
- あわせて、以下の点についても、更に検討を深めていくことが必要。
 - ・ 市町村の役割・権限の強化を図る方策
 - ・ 道州が担う役割にふさわしい自主性・自立性の高い税財政制度の構築

第28次地方制度調査会 第35回専門小委員会
「道州制について」全国市長会 会長発言レジュメ

はじめに

全国市長会においても、「道州制を見据えた都市自治体と広域自治体のあり方」について配付資料「分権時代の都市自治体のあり方について」のとおり、考え方を提言としてとりまとめている。

1. 道州制の下における市町村について

(1) 都市自治体の成長・取り巻く状況の変化

- 市町村合併の進展などにより、都市自治体における分権の担い手としての自治の基盤の拡充が進んでいる。
- 道州制の下における市町村のあり方を構想する場合には、都市自治体が、自立性の高い総合的・包括的な行政主体として、大きな役割を担うことを前提に議論を進める必要がある。

(2) 「補完性の原理」に基づく役割分担の明確化

- 道州制の下では、都市自治体が、住民に身近な一定の分野ごとにまとまった事務を自己決定・自己責任により処理するという考え方のもと、現在、都道府県が行っている事務・権限のほとんどを担当することを前提とすべき。

2. 道州について

- 国民から見て道州と現在の都道府県との違いがわかるような、説得力のある制度設計を進める必要がある。
- 道州制を導入し、道州を地方自治体とするのであれば、住民から遠くなるという点について、行政への住民の信託を基盤とした評価・監視機能をいかに確保するか第三者機関の設置などを含め議論する必要がある。
- 現在、憲法改正に向けた議論が各界において加速されていることから、道州制についても、憲法的な位置づけをも視野に入れた検討が必要。また、中長期的な議論を積み重ねていくことが重要。

3. 大都市制度について

- 大都市圏域については、各都市の多様性に対応した弾力的な大都市制度について検討すべき。さらに、自己完結性の高い多様な大都市制度も視野に入れる必要がある。

4. 現行の都道府県制度の構造改革について

- 現在の都道府県の区域、役割・機能のあり方についての議論も必要。
- 国の役割を重点化するなど、現在の国、都道府県、市町村の関係を抜本的に見直すことも必要。例えば、教育の分野、まちづくりや土地利用の分野、福祉や医療等の社会保障の分野などについては見直しが求められる。

第28回地方制度調査会第35回専門小委員会における
 全国都道府県議会議長会副会長発言レジュメ (17.12.20)

1. 道州制導入の検討に当たり留意されたいこと

- ・ 現行の都道府県制度の評価や道州制の意義等について、更に議論を深めて、道州制の方向性や道州制導入が住民生活にいかに関与するかについて、示されたい。
- ・ 道州制導入を国・地方の役割分担を見直し、国の権限と財源を地方に大幅に移譲する契機ととらえ、その改革を大幅に進展させることが必要。
- ・ 住民の活動や経済圏が都道府県を越えて拡大したことに伴い、経済産業振興や国土保全など広域的行政課題についての対応力を強化する必要があるという視点も必要。

2. 道州の制度設計に当たり留意されたいこと

- ・ 道州制については、「国から地方へ」という分権型社会の構築という観点から、検討すべき。
- ・ 道州は国の総合的支分部局や国と地方公共団体の性格を併有する中間的団体であってはならず明確な地方公共団体とすべき。
- ・ 道州の区域案の検討に当たっては、各地域の実情に配慮する必要があり、地域住民や関係する地方公共団体の意見を十分尊重されたい。
- ・ 分権型社会においては、国の役割は、国家の存立に関わることや制度の大枠を定めることに重点化・限定化すべき。

それ以外については、地方公共団体が企画立案から管理執行まで一貫して担うこととし、その事務を自己完結的にを行い、国は関与しないことを原則とすべき。

住民生活に密接に関連した行政サービスは、住民に最も身近な自治体である基礎自治体が担うべき。

- ・ 道州がその役割を果たすために、地方税を中心とした自主性・自立性の高い税財政制度を構築するとともに、道州間、市町村間の適切な財政調整制度を設けることが必要。
- ・ 道州における議決機関については、道州を地方公共団体として設置する以上は、議会制度が不可欠。また、議員は、道州の住民による直接選挙とすべき。
- ・ 二元代表制を採用し、道州における執行機関に今までよりも大きな権限が与えられるとすれば、議会についても、現行制度よりも機能を強化し、執行機関との均衡ある関係を構築することが必要。
- ・ 道州が相当大きな人口を有し、多様な地域を包括することを踏まえ、道州における議決機関が、住民代表としての役割を十分に果たしていくためには、政策立案機能を強化するなど新たな制度について検討することが必要。

第28次地方制度調査会第35回専門小委員会 会長発言について

平成17年12月20日（火）

於：グランドアーク半蔵門

【はじめに】

【道州制の必要性について】

【道州制の制度設計について】

【大都市への対応について】

【道州の議決機関と執行機関について】

【おわりに】

地方制度調査会専門小委員会発言要旨 (H17. 12. 20)

○道州制への期待と不安

道州制は今日まで長く続いた都道府県と市町村の二層による地方自治制度を根底から変えるもので、町村からすると一種の期待感もあるが、一方、少なからずの不安もある。

○道州と住民との距離

こうした環境の中で、道州制を見ると、本委員会における案では、北海道を1つの道州と考えているが、実態としては現在の北海道が一地方自治体としては広すぎないか。離島でもないのに、自治体内で飛行機を使うということが、住民と接する業務をしている地方自治体の広さといえるのかは疑問。

北海道では、広大であるがゆえ支庁制による二層の自治制度を採っているが、そのための弊害も出ている。今後、こうした実情も踏まえ、町村あるいは住民との距離を考えた道州制論議が必要。

○国から地方への業務の押し付けや負担転嫁とならないか

現在の道州制の議論の中には、国から地方への業務の押し付けや負担転嫁にされかねないという危惧がある。

北海道は、道州制のモデル地域として「道州制特区」に取り組んでいるが、目立った進捗を見せていない。その理由は、一つには省庁の壁が非常に厚く大変苦勞していると聞くし、予算の削減や国家公務員の移籍など単なる地方への負担転嫁ということになりかねない姿勢が見え隠れすること、道民にとってどのようなメリットがあるのかははっきりしないことなど。

今後、道州制を議論するうえでは、こうした点にも十分配慮し、進めていくべきである。